

# 第13回全国市民オンブズマン福岡大会

## 議会改革

『**政務調査費は、  
正しく使われているか！？**』

### 1 政務調査費の情報公開への取り組み状況 に関するアンケート調査結果

- ※ 政務調査費情報公開度ランキング
- ※ 最近の住民監査請求・住民訴訟の類型別概況
- ※ 政務調査費の使途基準のポイント

### 2 政務調査費支出に関する住民監査請求・ 住民訴訟の実例／各地からの報告

- ① 領収書が公開されている議会…東京都品川区
- ② 領収書が公開され、代表監査委員にも提出され  
知事に報告する議会…鳥取県
- ③ 領収書は非公開であるが、簡単な報告書が公開  
される議会…兵庫県

### 3 住民監査請求の呼びかけ

# 1 政務調査費の情報公開への取り組み状況に関するアンケート調査結果

(1) アンケート発送日 2006年7月6日付

(2) 回答日 ・都道府県／2006年7月10日～8月9日  
・政令市 /2006年7月11日～8月7日 (※回答締め切り日 7月20日)

## (3) アンケートの趣旨

2005年9月、大分県において開催された第12回全国市民オンブズマン別府大会で政務調査費の公開度について討議し「政務調査費の公開度を高めるための公開質問(お願い)」を行なうことにしました。

知事(市長)部局の情報公開は着実に進展し公開度も高まっていますが、議会の情報公開は不十分で、特に政務調査費については、支出金額の多い自治体ほど公開度が低く、政務調査費を用いて行なった議員活動の内容を市民が知る事ができない自治体が多くあります。

議員活動を市民に知らせることは代表民主制の基本です。しかも、議員の調査研修のため議員報酬とは別に目的を定めて政務調査費を支給しているのですから、政務調査費を用いて行なった活動内容を市民に知らせることは当然のことです。

そこで、政務調査費条例・規則を改正する、あるいは運用を改めるなどして政務調査費の公開度を高めるための予定があるか否かについて調査し、あわせて予定がない場合は早急に検討し公開度を高める施策を講じるよう求めることとしました。

## (4) 質問項目と回答形式

質問① すべての支出について、領収書の添付を義務づけ、領収書を公開することについて予定があるか否か。

[回答]

- すでに実施済み (実施時期 年 月から)
- (1) 明文規定がある→条例要項・要綱実施基準その他 ( )  
明文規定はない
- (2) 1件あたりの支出額に制限がある→(1件につき 円以上)  
制限はない
- 予定がある (実施予定時期 年 月から)
- 検討中である (検討結果は 年 月ころに出る予定)
- 現在のところ予定はない
- その他 ( )

質問② すべての支出について、個別の支出ごとに年月日、摘要、相手方、金額等を記した支出明細書の添付を義務づけ、これを公開する予定があるか否か。

[回答]

- すでに実施済み (実施時期 年 月から)
- 明文規定がある→条例要項・要綱実施基準その他 ( )  
明文規定はない
- 予定がある (実施予定時期 年 月から)

- 検討中である (検討結果は 年 月ころに出る予定)  
現在のところ予定はない  
その他 ( )

質問③ 政務調査費を用いて行なった調査研究の内容を詳しく記載した報告書の添付を義務づけ、これを公開することについて予定があるか否か。

[回答]

- すでに実施済み (実施時期 年 月から)  
明文規定がある→条例要項・要綱実施基準その他 ( )  
明文規定はない  
予定がある (実施予定時期 年 月から)  
検討中である (検討結果は 年 月ころに出る予定)  
現在のところ予定はない  
その他 ( )

質問④ 政務調査費を用いて行なった視察研修について、日程、内容、成果を詳しく記載した報告書の添付を義務づけ、これを公開することについて予定があるか否か。

[回答]

- すでに実施済み (実施時期 年 月から)  
明文規定がある→条例要項・要綱実施基準その他 ( )  
明文規定はない  
予定がある (実施予定時期 年 月から)  
検討中である (検討結果は 年 月ころに出る予定)  
現在のところ予定はない  
その他

質問⑤ 政務調査費の使途基準について、具体的事例などを詳しく記載したマニュアルを作成することについて予定があるか否か。

[回答]

- すでに実施済み (実施時期 年 月から)  
全国都道府県議会議長会作成のモデル案を参考にした 独自に作成した 市民の意見を参考にした その他 ( )  
予定がある (実施予定時期 年 月から)  
検討中である (検討結果は 年 月ころに出る予定)  
現在のところ予定はない  
その他

## (5) 調査結果

### ①領収書の公開

- a すべての領収書を公開する都道府県／岩手県・宮城県・長野県・鳥取県  
政令市 / 静岡市
- b 1件につき1万円以上の領収書を公開する都道府県／滋賀県
- c 1件につき5万円以上の領収書を公開する都道府県／北海道・京都府・和歌山県・山口県  
政令市 / 札幌市・さいたま市・京都市・大阪市・  
広島市・福岡市
- d 1件1人につき5,000円以上の食糧費、1件につき10万円以上の委託費の領収書を公開する都道府県／高知県

### ②支出明細書の公開

- a 公開する都道府県／長野県  
政令市 / 静岡市
- b 領収書や領収書の添付用紙に記載されたものを公開する都道府県／岩手県・宮城県  
政令市／札幌市・大阪市
- c 一定の支出（p. 6※6）について会派から届出を義務づける政令市／神戸市

### ③調査報告書の公開

- a 公開する都道府県／長野県、鹿児島県、香川県  
政令市 / さいたま市・静岡市
- b 実績報告書や収支報告書に記載して公開する都道府県／岩手県・宮城県・山形県・栃木県・広島県・高知県
- c 1件1人につき5万円以上の事業実施報告書を公開する都道府県／青森県
- d 一定のもの（p. 6※6）について公開する政令市／神戸市

### ④視察報告書の公開

- a 公開する都道府県／長野県・鹿児島県  
政令市 / さいたま市・静岡市・神戸市
- b 領収書の添付用紙・実績報告書・収支報告書等に記載して公開する都道府県  
／宮城県・山形県・栃木県・岩手県
- c 1件1人につき5万円以上の事業実施報告書を公開する都道府県／青森県
- d 国外出張報告書を公開する政令市／福岡市
- e 一定のもの（p. 6※6）について公開する政令市／神戸市

### ⑤使途基準マニュアル

- a 独自に作成した都道府県／福島県・長野県・兵庫県・和歌山県・山口県  
政令市 / 大阪市
- b 議長会のモデル案を参考にして作成した都道府県  
／北海道・岩手県・栃木県・千葉県・富山県・滋賀県・奈良県・鳥取県・熊本県  
（※ただし、実際には詳細な使途基準マニュアルのモデル案は用意されていない  
ので、条例・規則等のモデル案中の別表である使途基準表を参考にしたもの）  
政令市／札幌市・福岡市
- c 既存の要綱を参考にして作成した政令市／神戸市

政務調査費の情報公開への取り組み状況に関するアンケート調査結果(2006年7~8月)

都道府県	①領収書					②支出明細書				③調査報告書				④視察報告書				⑤使途基準マニュアル					
	実施済		未実施			実施済		未実施		実施済		未実施		実施済		未実施		実施済		未実施			
	明文規定(実施時期)	制限(円以上)	予定	検討	その他	明文規定	予定	検討	その他	明文規定(実施時期)	予定	検討	その他	明文規定	予定	検討	その他	モデル案を参考にした(実施時期)	独自(実施時期)	市民	予定	検討	その他
北海道	条例('06.4)	5万※1				なし				なし				なし				○('01.3)					
青森県			なし			なし			※2				※2							なし			
岩手県	条例('03.5)	なし						※3				※4					※5	○('02.12)					
宮城県	条例('04.4)	なし						※6				※7					※7						※8
秋田県			なし			なし				なし				なし									※9
山形県			なし			なし						※10					※10	※11('01.4)					
福島県			なし			なし				なし				なし				○('01.4)					
茨城県	今年、政務調査費に関する住民訴訟が提起され、係争中のため、回答は差し控えてさせていただきます。																						
栃木県			なし			なし						※12					※12	○('03.4)					
群馬県			※13					※13				※13					※13						※13
埼玉県			なし			なし				なし				なし						なし			
千葉県			なし			なし				なし				なし				○('01.4)					
東京都					※14			※14				※14					※14						※14
神奈川県			なし			なし				なし				なし						なし			
新潟県			なし			なし				なし				なし						なし			
富山県			なし			なし				なし				なし				○('06.3)					
石川県			なし			なし				なし				なし						なし			
福井県			なし			なし				なし				なし						なし			
山梨県			なし			なし				なし				なし									○
長野県	条例('03.5)	なし				※15			※15				※15						○('04.8)				
岐阜県			なし			なし				なし				なし				※11('01.4)					
静岡県			なし		※16	なし		※16		なし		※16		なし		※16				なし			※16
愛知県			なし			なし				なし				なし						なし			
三重県			なし			なし				なし				なし						なし			
滋賀県	条例('06年度)	1万				なし				なし				なし				○('02.3)					
京都府	規程('01.4)	5万※1						※17				※17					※17						※17
大阪府				○				○				○					○						※18
兵庫県					※19			※19		なし				なし					○※20				
奈良県			なし			なし				なし				なし				○('01.4)					※30
和歌山県	規程('05.7)	5万※1				なし				なし				なし				○('05.7)					
鳥取県	条例('04.6)	なし						※21				※21					※21	○('04.6)					※21
島根県			なし			なし				なし				なし						なし			
岡山県			なし			なし				なし				なし						なし			
広島県					※22	なし						※23		なし									※24
山口県	条例('06.4)	5万				なし				なし				なし				○('06.6)					
徳島県			なし			なし				なし				なし						なし			

都道府県	①領収書					②支出明細書				③調査報告書				④視察報告書				⑤使用基準マニュアル						
	実施済		未実施			実施済		未実施		実施済		未実施		実施済		未実施		実施済		未実施				
	明文規定(実施時期)	制限(円以上)	予定	検討	その他	明文規定	予定	検討	その他	明文規定(実施時期)	予定	検討	その他	明文規定	予定	検討	その他	モデル案を参考にした(実施時期)	独自(実施時期)	市民	予定	検討	その他	
香川県			なし				なし			※25					なし							なし		
愛媛県			なし				なし				なし				なし							なし		
高知県			なし		※26		なし				なし		※27		なし							なし		
福岡県			なし				なし				なし				なし							なし		
佐賀県			なし				なし				なし				なし							なし		
長崎県			なし				なし				なし				なし							なし		
熊本県			なし				なし				なし				なし			○('01.4)						※28
大分県			なし				なし				なし				なし							なし		
宮崎県			なし				なし				なし				なし							なし		
鹿児島県			なし				なし			※29				※29								なし		
沖縄県			なし				なし				なし				なし			※31						

- ※1 事務所費・事務費・人件費を除く。
- ※2 事業1件につき、議員1人あたり5万円以上のものについて、収支報告書に事業実施報告書(事業名、年月日、場所、議員数、金額、その他)を添付する。「政務調査費に係る収支報告書の記載について」(議会運営委員会の決定を受けて議長が制定、'05.4)による。
- ※3 領収書添付用紙に事業名・用途・内容等欄を設け、経費種別や用途内容等を記載し公開。
- ※4 収支報告書に実施事業名とおもな内容を記載した「政務調査活動の実施状況」を作成して公開。
- ※5 領収書添付用紙に事業名・用途・内容等欄を設け、活動目的・期日・視察場所・相手方役職等を記載して公開。
- ※6 領収書に概ね明記されており、領収書を公開している。
- ※7 政務調査のおもな実績を記載した実績報告書の添付を義務づけ、これを公開している。
- ※8 条例施行規程に明記している。具体例は、全国議長会作成のものを会派・議員に周知している。
- ※9 使用基準の明確化について議論を始めている。
- ※10 収支報告書様式の中で、①事業実施概要②事業実施内容③事業の効果、の記載を義務づけている。('01年条例制定時より)
- ※11 規程にて規定。(筆者注⇒簡単な具体例はあるが、詳細なマニュアルとの評価はできない。)
- ※12 収支報告書に、おもな調査研究の実績報告書の添付がなされ、公開対象としている。('06.4報告から)
- ※13 議会改革検討委員会で検討を始めたところであり、内容・時期等については、年度内に方向性を出す予定。
- ※14 自民・民主・公明の3会派で政務調査活動の充実と使用基準の検討などを含めた都議会のあり方について具体的な方法や検討体制などについて協議していくことを確認。
- ※15 明文規定なし('03.5)
- ※16 透明性の確保についての課題としては認識している。
- ※17 今後の課題としている。
- ※18 検討結果は、'07年4月に出る予定。
- ※19 「領収書等証拠書類の添付義務付け」について本年度中に結論が得られるよう検討していくこととしているが、現段階では白紙。
- ※20 06年4月(3月改訂)
- ※21 住民監査請求に基づいて行なわれた監査委員の勧告を参考に検討を行なう。(10月31日までに結果を出す予定。)
- ※22 議長の諮問機関の「広島県議会の機能強化及び活性化検討委員会」において政務調査費の透明性向上等について検討している。
- ※23 おもな事業内容を記載した実施報告書を収支報告書に添付し、閲覧に供している。
- ※24 今後、「機能強化及び活性化検討委員会」において検討を予定。
- ※25 規則「当該年度における会派のおもな調査研究の内容を記載した書面」('01.4)
- ※26 「規定」により、会議に伴う食糧費(1件1人につき5,000円以上のもの)、委託に係る経費(1件につき10万円以上のもの)については、収支報告書に領収書の写しまたは支払証明書の写しを添えなければならない。('01.4)
- ※27 「規定」により、収支報告書には、主要な調査研究活動の内容を記載した書類の添付を義務づけ、公開している。('01.4)
- ※28 全国都道府県議会議長会のモデル案を参考に具体的な支出事例等を加えて作成した。
- ※29 規則('01.4)
- ※30 他府県のマニュアル等を収集し、研究を行なっている。 ※31(筆者注⇒簡単な具体例はあるが、詳細なマニュアルとの評価はできない。)

政務調査費の情報公開への取り組み状況に関するアンケート調査結果(2006年7月～8月)

政令市	①領収書					②支出明細書					③調査報告書					④視察報告書					⑤使途基準マニュアル				
	実施済		未実施			実施済		未実施			実施済		未実施			実施済		未実施			実施済		未実施		
	明文規定(実施時期)	制限(円以上)	予定	検討	その他	明文規定(実施時期)	予定	検討	その他	明文規定(実施時期)	予定	検討	その他	明文規定(実施時期)	予定	検討	その他	モデル案を参考にした(実施時期)	独自	市民	その他	予定	検討		
札幌	条例('05.4)	5万※1						※2		なし								○('05.3)							
仙台	各会派から推薦された議員で構成する「議会改革検討会議」で検討中。																								
さいたま	条例等('04.7)	5万								なし('04.7)														なし	
千葉			なし							なし														なし	
川崎				○																				○	
横浜				○																				○	
静岡	条例等('03.4)	なし				条例等('03.4)				なし('03.4)														なし	
名古屋	議会運営委員会理事会において懸案事項として取り上げられ、現在議論が行なわれている。																								
京都	条例('05.4)	5万※3								なし														なし	
大阪	条例('06.4)	5万				※4('06年度)				なし														○※5	
神戸				○		要綱('01.4)※6				要綱('01.4)※6														※7	
堺			なし							なし														なし	
広島	条例('06.4)	5万※3								なし														※8	
福岡	条例('04.4)	5万								なし														※9	
北九州				※11																				※10	
																								※11	

- ※1 人件費にかかる支出を除く。
- ※2 領収書の添付用紙に、内訳を記載することになっている。
- ※3 人件費・事務所費を除く。
- ※4 収支報告書に添付する領収書等に関し、支出明細書(領収書等添付一覧)を作成し、収支報告書へ添付。('06年8月、要綱に規定)
- ※5 アンケートでは、'06年8月に作成予定と回答されていたが、予定どおり30ページ以上の詳細な「政務調査費の手引き」が作成された。
- ※6 委託費・管外出張は公開されるが、会議費(1人1万円以上または1件20万円以上)、その他(1件10万円以上)は一部のみ。
- ※7 「調査研究費経理要綱」を参考に議会運営委員会で決定。('01.4)
- ※8 全国市議会議長会作成のモデル案を参考に独自に作成した。('01.4)(筆者注⇒個別事例等を示すものではなく、詳細なマニュアルとの評価はできない。)
- ※9 国外出張について、「福岡市政務調査費取扱要領」にて、国外出張届及び国外出張報告書を議長に提出することを規定している。
- ※10 全国市議会議長会作成のモデル案を参考に各派代表者の協議を経て作成した。('01.4)
- ※11 結果は'06年12月ごろ。

政務調査費の  
情報公開度ランキング

2006年7月～8月

		都道府県	政令市
A	80点超～100点以下	長野県(1県)	静岡市(1市)
B	60点超～80点以下	岩手県(1県)	
C	40点超～60点以下		札幌市・さいたま市・大阪市・神戸市・福岡市(5市)
D	20点超～40点以下	北海道・宮城県・山形県・栃木県・滋賀県・和歌山県・鳥取県・山口県・鹿児島県(9道県)	
E	0点超～20点以下	青森県・福島県・千葉県・富山県・岐阜県・京都府・兵庫県・奈良県・広島県・香川県・高知県・熊本県 (12府県)	京都市・広島市(2市)
F	0点	秋田県・茨城県・群馬県・埼玉県・東京都・神奈川県・新潟県・石川県・福井県・山梨県・静岡県・愛知県・三重県・大阪府・島根県・岡山県・徳島県・愛媛県・福岡県・佐賀県・長崎県・大分県・宮崎県・沖縄県(24都府県)	仙台市・千葉市・川崎市・横浜市・名古屋市・堺市・北九州市(7市)

- (1)①領収書②支出明細書③調査報告書④視察報告書⑤使途基準マニュアル／各20点×5／100点満点  
 (2)各項目とも、公開される情報が一部分であるなどの場合は、10点とした。  
 (3)回答拒否や検討中などの場合は、0点とした。

## 最近の政務調査費返還住民監査請求・住民訴訟の類型別概況（中間報告）

例 自治体名／（対象年度,月）[住民監査請求]【地裁】《高裁》

### 1. 領収書が公開されている議会

#### （1）代表監査委員が調査し、知事に報告する議会

鳥取県／（04）[勧告]

#### （2）その他

宮城県／（04）[棄却※]【係属中】 ※一部議員は自主的に返納

岩手県／（05）[一部勧告]

長野県／（04）[棄却]

品川区／（01,02）[棄却]【勝訴】《係属中》

浜松市／（04）[棄却]【係属中】 ※05年度残額1,200万円に急増、市に返還

豊橋市／（05）[棄却]

岡崎市／（02）【敗訴】

（04）[棄却]

### 2. 領収書が非公開の議会

#### （1）個別の用途を公開する議会

函館市／（01）[一部勧告]【一部勝訴】《係属中》

（04）[棄却]【係属中】

#### （2）議員の申し合わせにより収支報告書にやや詳細な報告書（1件3万円以上の支出）を添付する議会

島根県／（05）【提訴】

#### （3）調査研究のおもな内容を公開する議会

滋賀県／（00~04）[一部勧告]

（05）[請求中]

兵庫県／（03,04）[却下]

#### （4）その他

茨城県／（04）[却下]【提訴】

福井県／（05）[棄却]【提訴】

岡山県／（04,05）[却下]【提訴】

札幌市／（01）[一部却下、一部棄却]【敗訴】《一部勝訴》

弘前市／（03.4）【一部勝訴】

（03.5以降）【係属中】

（04）【係属中】

仙台市／（01.4~02.11）

（03.4）[却下]【却下】《地裁に差し戻し》

金沢市／（03）【判決】《控訴》

名古屋市／（04）[棄却]【係属中】 ※前自民党名古屋市議団長の記者会見（政務調査費の一部をプール）

（04）[請求中]

京都市／【敗訴】 ※05年4月から、領収書（5万円以上）を公開

大阪市／（04）[却下]

# 政務調査費の使途基準のポイント

1. 政務調査目的でなければならない。
2. 実費弁償することが原則。
3. 政務調査活動以外の活動と一体となっている場合は、合理的な比率によって按分する。  
とくに、事務所費・事務費・人件費・自家用車の使用等に注意が必要。
4. 政務調査費を充当してはいけない支出
  - (1) 慶弔・饗別・見舞等の交際費
  - (2) 懇親会等の飲食費
  - (3) 政党活動・選挙活動・後援会活動への支出
  - (4) 資産形成につながる支出

# 呼びかけ文

**政務調査費の支出について、  
住民監査請求をしましょう！**

**監査委員に求めるのは、**

- 1. 政務調査費の違法・不当な支出の返還を勧告すること。**
- 2. 政務調査費支出に関する領収書・支出明細書・調査報告書・視察報告書の公開を、付帯的に意見表明すること。**
- 3. 政務調査費の使途基準などに関するマニュアルの作成を、付帯的に意見表明すること。**